

自己点検シート

- 令和4年4月改正対応版 -

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業所名・施設名 ()

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
I-1 基本方針 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型含む))							
1	基本方針	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっておりますか。	条第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		次のサービスを実施していますか。 ① 定期巡回サービス…訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ② 随時対応サービス…あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス ③ 随時訪問サービス…②における訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ④ 訪問看護サービス…指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 ※ 訪問介護員等とは、介護福祉士、看護師、准看護師、実務者研修修了者又は介護員の養成に関する研修のうち介護職員初任者研修課※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際(平成25年4月1日)、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程(旧課程)を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。程を修了した者です。	条第5条 法第8条第2項 施行令第3条 施行規則第22条の23 基準解職通知第3・1・12① 基準解職通知第3・1・12② 基準解職通知第3・1・12③ 基準解職通知第3・1・12④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 看護師等とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士です。</p> <p>※ ①について、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定してください。</p> <p>※ ②について、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、①に組み替える等の対応を行ってください。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めてください。</p> <p>※ ③について、随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めてください。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ決めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得てください。</p> <p>※ ④について、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。また、定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれません。</p>					
I - 2 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)						
2	<p>基本的事項</p> <p>※ 「常勤」(用語の定義)</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置をいう。以下同じ。)又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置をいう。以下同じ。)が講じられている者については、利用者の処</p>	<p>基準解釈通知 第2・23</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1 の事業者によって行われる小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者と認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより人員基準を満たすことが可能。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※ 「常勤換算方法」（用語の定義）</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業員が小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護</p>					

基準解釈通知第 2・2(4)

基準解釈通知第 2・2(1)

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とします。</p>					
3 従業者	<p>(1) オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて 1 以上確保されるために必要な数以上配置していますか。</p> <p>※ オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければなりません。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として 1 年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修 2 級修了者にあつては、3 年以上）従事した者をオペレーターとして充てることとされています。この場合、「1 年以上（3 年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものです。</p> <p>※ オペレーターは提供時間帯を通じて 1 以上配置している必要がありますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後 6 時から午前 8 時までの時間帯については ICT 等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時 1 以上の</p>	<p>条例第 6 条 第 1 項</p> <p>基準解釈通知第 3・ 1・2(1)④</p> <p>基準解釈通知第 3・ 1・2(1)④</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>オペレーターが配置されていれば基準を満たすものです。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとします。</p> <p>※ オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従する必要がありますが、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。なお、当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすものとします。また、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしていますが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた 365 日 24 時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。</p> <p>※ オペレーターのうち 1 名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならないとしていますが、同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができます。</p> <p>※ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができます。</p> <p>なお、基準第 3 条の 4 第 7 項における「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ICT 等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合です。</p>	<p>基準解釈通知第 3・1・2(1)⑧ハ</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)⑩二</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)⑩ホ</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ オペレーターは専らその職務に従事する者でなければなりません。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。</p> <p>※ 事業所の同一敷地内に次のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（1つめの※の要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができます。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方については3つめの※と同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られます。</p> <p>① 指定短期入所生活介護事業所 ② 指定短期入所療養介護事業所 ③ 指定特定施設 ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑥ 指定地域密着型特定施設 ⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設 ⑧ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨ 指定介護老人福祉施設 ⑩ 介護老人保健施設 ⑪ 指定介護療養型医療施設 ⑫ 介護医療院</p>	<p>条例第6条第4項</p> <p>基準解釈通知第3・1・2(1)①ハ</p>				
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。	条例第6条第1項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、	基準解釈通知第3・1・2(1)③イ				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。さらに、サテライト拠点有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものです。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p> <p>※ 看護師等の資格を有している者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）により、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務に従事することを認めています。なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員等として雇用されているため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではありません。</p>	基準解釈通知第3・1・2(1)③ロ				
	<p>(4) 訪問看護サービスを行う看護師等について、職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数配置していますか。（◆連携型は除く。）</p> <p>① 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）…常勤換算方法で2.5以上</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士…事業所の実情に応じた適当数</p>	条例第6条第1項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 看護職員の員数については常勤換算方法で2.5人以上としています。これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>	基準解釈通知第3・1・2(1)④イ				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとします。</p> <p>a 勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員 1 人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>b 勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため a の方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>※ サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めるものとします。</p> <p>※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えありません。ただし、(3)最後の※により訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできません（当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取扱うこと。）。</p> <p>※ 訪問看護サービスを行う看護職員のうち、1 人以上は常勤の保健師又は看護師でなければなりません。</p> <p>※ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めています。利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち 1 人以</p>	<p>基準解釈通知第 3・1・2(1)④ロ</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)④ハ</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)④ニ</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)④ハ</p> <p>基準解釈通知第 3・1・2(1)④ト</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>上の者との連絡体制を確保しなければなりません。</p> <p>※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください（配置しないことも可能。）。</p> <p>※ 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合に、訪問看護の人員基準を満たすとき（ただし、他のサービスを併設し、他サービスの基準を満たすことにより訪問看護の人員基準を満たしているものとみなされている場合を除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、看護職員配置常勤換算 2.5 人以上の基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>基準解釈通知第3・1・2(1)4チ</p> <p>基準解釈通知第3・1・2(1)4ホ</p>				
	<p>(5) 事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員（3年以上従事のものうち1人以上を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」という。）としていますか。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。</p>	<p>条例第6条第11項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	<p>管理者</p> <p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合</p> <p>② 当該事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合</p> <p>③ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼</p>	<p>条例第7条</p> <p>基準解釈通知第3・1・2(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。)						
I - 3 設備に関する基準 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (連携型含む)							
5	設備及び備品等	<p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。また、事業所が健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には当該事務室を共用することは差し支えありません。</p> <p>※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。</p>	<p>条第8条 第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。</p>	<p>条第86条 第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。ただし、①の機器等については、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。</p> <p>① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>② 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等</p>	<p>条第8条 第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。ただし、利用者が適</p>	<p>条第8条 第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、夜間対応型訪問介護が備えるべき設備に関する基準を満たすことをもって、これら基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければなりません。通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくとも差し支えありません。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。</p> <p>※ 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。</p> <p>※ 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用</p>	<p>条例第8条第4項</p> <p>基準解釈通知第3・1・3(4)</p> <p>基準解釈通知第3・1・3(5)</p> <p>基準解釈通知第3・1・3(6)</p> <p>基準解釈通知第3・1・3(7)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましいです。 ※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができます。	基準解釈通知第3・1・3(8)				
I - 4 運営に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)						
6	内容及び手続の説明及び同意 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※ 同意は、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 特に、連携型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容、他の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければなりません。 ※ 従業者の「員数」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	条例第9条第1項 基準解釈通知第3・1・4(2) 基準解釈通知第3・1・4(2)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 過去1年間に利用申込みを断った事例 有 ・ 無	条例第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	サービス提供困難時の対応 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、	条例第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。						
9	受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	条第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	法定代理受領サービス以外の利用者 有・無						
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。	条第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	<p>条第18条</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(10)</p>				
16	身分を証する書類の携行	<p>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 証書等には、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、当該訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<p>条第19条</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(11)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	サービスの提供の記録	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日</p> <p>② サービスの内容</p>	<p>条第20条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(12)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項						
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	条例第20条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
18	利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。	条例第21条第1項 基準解釈通知第3・1・4(13)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。	条例第21条第2項 基準解釈通知第3・1・4(13)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>③ 会計が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分されていること。</p>						
	<p>(3) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>条例第21条第3項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(13)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められません。なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担すべきものです。</p>	<p>条例第21条第4項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(13)⑤</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	<p>法第41条第8項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(7) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者(同事業所が一体型事業所で訪問看護を利用する者、同事業所が一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業の場合は訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者)の領収証には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください(「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照)。</p>	<p>施行規則第65条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	<p>保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>条例第22条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
20	<p>指定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は</p>	<p>条例第23条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
護看護の基本取扱方針	悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしていますか。					
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	条例第23条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 自己評価は年1回実施してください。	基準解釈通知第3・1・4(29)②				
21 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条例第24条第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければなりません。	基準解釈通知第3・1・4(15)①				
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	条例第24条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境づくりに努めるべきものです。	基準解釈通知第3・1・4(15)②				
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。	条例第24条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	条例第24条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。	条例第24条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 特殊な看護等については、これを行っていますか。	条例第24条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p>	基準解釈通知第3・1・4(15)④					
	(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例第24条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	条例第24条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	条例第24条第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>※ 利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとしします。</p>	基準解釈通知第3・1・4(15)⑥					
22	主治の医師との関係	(1) 事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。 (連携型は除く)	条例第25条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 事業所の常勤看護師等は、指示書に基づき訪問看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p>	基準解釈通知第3・1・4(16)①					
	(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。(連携型は除く)	条例第25条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。(連携型は除く)	条例第25条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏ま</p>	基準解釈通知第3・1・4(16)④					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	え、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 ※ 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合には、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができます。	条例第25条第4項					
23	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。 ※ 計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供によって解決すべき問題 状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	条例第26条第1項 基準解釈通知第3・1・4(17)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとします。 ※ なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとします。	条例第26条第2項 基準解釈通知第3・1・4(17)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の	条例第26条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成していますか。</p> <p>※ 当該サービスは、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければなりません。</p> <p>※ 「定期的に」とは、概ね一月に一回程度行われることが望ましいですが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々のサービスの提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとします。なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものです。なお、アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいですが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により行われることも差し支えありません。</p> <p>※ この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメント及びモニタリングを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者であって、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在地の日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。また、当該アセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされないことに留意してください。</p>	<p>基準解釈通知第3・1・4(17)③</p>				
	<p>(4) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、(1)に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。(連携型は除く)</p>	<p>条例第26条第4項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(5) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、(4)の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、(6)に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っていますか。(連携型は除く)	条例第26条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。なお、常勤看護師等ではない計画作成責任者は当該計画に記載された訪問看護サービスに係る内容等の説明に当たっては、利用者及び利用者の家族等が十分に訪問看護サービスの内容等を理解できるよう常勤看護師等による必要な協力を得た上で説明を行うものとします。	条例第26条第6項 基準解釈通知第3・1・4(17)⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、5年間保存しなければなりません。 ※ 事業所が保険医療機関である場合は、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については「「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱い」について」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えありません。	条例第26条第7項 基準解釈通知第3・1・4(17)⑥ 基準解釈通知第3・1・4(17)⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていますか。	条例第26条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) (1)から(7)までの規定は、(8)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用していますか。	条例第26条第9項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>(10) 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。（連携型は除く）</p> <p>※ 報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものを行い、当該報告書の記載と先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（当該計画を診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。</p>	<p>条例第26条第10項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(17)⑨</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(11) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。（連携型は除く）</p>	<p>条例第26条第11項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(12) 主治医との連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出していますか。（連携型は除く）</p> <p>※ 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について、診療録・看護記録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができます。</p>	<p>条例第26条第12項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(17)⑩</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(13) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	<p>条例第26条第13項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24	同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていませんか。</p>	<p>条例第27条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
25	利用者に関する町への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	条第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26	緊急時等の対応	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条第29条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	条第29条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27	管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。	条第30条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	条第30条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 計画作成責任者は、事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。	条第30条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28	運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ②の「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」として記載することも差し支えありません。</p> <p>※ ③の「営業日及び営業時間」について、営業日は365日と記載してください。</p>	<p>条第31条</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(21)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ ⑧の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年3月31日までの間、当該事項を定めるよう努めるものとしてされています。</p>						
29	勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例第32条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(22)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。なお、訪問看護サービスに従事する看護師等は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）であってはなりません。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。</p> <p>※ 「事業の一部」の範囲については町長が判断しますが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託してはなりません。し</p>	<p>条例第32条第2項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(22)②</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(22)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>たがって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。</p> <p>※ なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。</p> <p>※ 随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。</p> <p>※ 一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを1か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していません。</p> <p>※ 一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものですが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。なお随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければなりません。</p>	<p>条例第32条 第3項</p> <p>基準解釈通知第3・ 1・4(22)④</p>				
	<p>(3) 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。</p>	<p>条例第32条 第4項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	基準解釈通知第3・1・4(22)⑤				
	<p>(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	条令第32条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意していただきたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発してください。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラス</p>	<p>基準解釈通知第3・1・4(22)⑥準用</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(22)⑥</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	メント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその華族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的な内容)の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。					
30	<p>業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第32条の2に基づき事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>□ 災害に係る業務継続計画</p>	<p>条例第32条の2 第1項</p> <p>基準解釈通知第3・ 1・4(23)①、②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>※ 「業務継続計画の策定等」については、令和6年3月31日までの間は、努力義務となっています。</p>						
	<p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行ってください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第32条の2第2項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(23)①、②</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(23)③、④</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<p>条例第32条の2第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
31	衛生管理等	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p>	<p>条例第33条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。</p>	<p>基準解釈通知第3・1・4(24)①</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p>※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p>	<p>条令第33条第2項</p>				
	<p>(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>① 事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月1回以上開催し、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。</p> <p>③ 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防又はまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 「テレビ電話装置等」とは、テレビ電話装置その他の情報通信機器をいいます。</p> <p>※ 「事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会」（以下「感染対策委員会」という。）は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</p> <p>※ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。</p> <p>※ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p>	<p>条令第33条第3項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(24)②</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 平常時の対策としては事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、町における事業所関係課等の関係機関等の連携、行政等への報告等が想定されます。</p> <p>また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>※ 介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。</p> <p>※ 定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>※ 研修の実施は、「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。</p> <p>訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしします。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ 「感染症の予防又はまん延の防止のための措置」については、令和6年3月31日までの間は努力義務となっています。</p> <p>※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p>					
	(3) 従業者の健康診断を定期的実施していますか。	労働安全衛生法 第66条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内（深夜業等に従事する従業員は6か月以内）ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。	労働安全衛生規則第44条、第45条				
32	<p>掲示</p> <p>事業所の見やすい場所に運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の勤務の体制、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。</p> <p>※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>	<p>条例第34条</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(25)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33	<p>秘密保持等</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第35条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第35条第2項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(26)②準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	<p>条例第35条第3項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(26)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34	<p>広告</p> <p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。</p>	条例第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	<p>居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	条例第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36	<p>苦情処理</p> <p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>① 苦情を受け付けるための窓口を設置</p> <p>② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする</p>	<p>条例第38条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(28)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する</p> <p>④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する</p>					
	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p>	<p>条例第38条第2項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(28)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくはは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p>条例第38条第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p>	<p>条例第38条第4項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p>条例第38条第5項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。</p>	<p>条例第38条第6項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	<p>地域との連携等</p> <p>(1) 利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民の代表者、町の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、に介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 介護・医療連携推進会議は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利</p>	<p>条例第39条第1項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(29)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、各事業所が設置すべきものです。</p> <p>※ また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。</p> <p>※ 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合には、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。</p> <p>また、介護・医療連携推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独開催で行ってください。</p> <p>イ 自己評価は、①事業所のすべての従業員が自ら提供するサービス内容について振り</p>	<p>基準解釈通知第3・1・4(29)②</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>返りを行い、②その上で他の従業員の振り返り結果を当該事業所の従業員が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。</p> <p>□ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>八 このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。</p> <p>二 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会）を参考にを行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>					
	(2) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	条例第39条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例第39条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建	条例第39条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っていますか。						
38	事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条令第40条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	条令第40条第2項 基準解釈通知第3・1・4(30)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	条令第40条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じていますか。	基準解釈通知第3・1・4(30)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39	虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 虐待の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、確実に再発防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等	条令第40条の2 基準解釈通知第3・1・4(31)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</p> <p>ニ 虐待等について、従業員が相談。報告できる体制整備に関すること。</p> <p>ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</p> <p>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</p> <p>ト ヘの再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</p> <p>② 虐待防止のための指針</p> <p>「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましいです。</p> <p>(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>※ (高齢者虐待に該当する行為)</p> <p>① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の</p>					
		高齢者虐待防止法第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		高齢者虐待防止法第2条				
		高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。					
40	<p>会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p> <p>② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p>	<p>条例第41条</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(32)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
41	<p>記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	<p>条例第42条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。また、①～④の記録については、5年間保存していますか。</p> <p>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>② 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 条例第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書(◆連携型は除く。)</p> <p>④ 条例第26条第10項に規定する訪問看護報告書(◆連携型は除く。)</p> <p>⑤ 条例第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>⑥ 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 条例第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>⑧ 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、①～⑥の記録については個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日、⑦の記録については介護・医療連携推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。</p>	<p>条例第42条第2項</p> <p>基準解釈通知第3・1・4(33)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>II 人員及び運営に関する基準 (連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p>						
42	<p>適用除外</p> <p>(1) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、訪問看護サービスを行う看護師等の人員配置(条例第6条第1項第4号(平18厚労令34第3条の4第1項第4</p>	<p>条例第43条</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	号)・自己点検シート③【従業者】(4))、また、当該看護職員のうち一人以上は、常勤の保健師又は看護師であること(条例第6条第9項(平18厚労令34第3条の4第9項)・自己点検シート③【従業者】(4)5つめの※)、看護職員のうち一人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者であること(条例第6条第10項(平18厚労令34第3条の4第10項)・自己点検シート③【従業者】(4)6つめの※)、事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合のみなし規定(条例第6条第12項(平18厚労令34第3条の4第12項)・自己点検シート【従業者】(4)8つめの※)は適用しません。						
	(2) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、主治の医師との関係(条例第25条(平18厚労令34第3条の23)・自己点検シート②【主治の医師との関係】)、利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえた、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること(条例第26条第4項(平18厚労令34第3条の24第4項)・自己点検シート②【定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成】(4)(計画の変更について準用する場合を含む。))、常勤看護師等以外が計画作成責任者である際の対応(条例第26条第5項(平18厚労令34第3条の24第5項)・自己点検シート②(5)(計画の変更について準用する場合を含む。))及び訪問看護サービスにあたっての訪問看護報告書の作成(条例第26条第10項(平18厚労令34第3条の24第10項)・自己点検シート②(10))、常勤看護師等が行う指導管理(条例第26条第11項(平18厚労令34第3条の24第11項)・自己点検シート②(11))、準用される訪問看護介護計画書の作成(条例第26条第12項(平18厚労令34第3条の24第12項)・自己点検シート②(12)※)、記録の整備の基準のうち一部(条例第42条第2項第3号及び第4号(平18厚労令34第3条の40第2項第3号及び第4号)・自己点検シート④【記録の整備】(2)③④)の規定は適用しません。						
43	指定訪問看護事業者との連携	(1) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携していますか。	条例第44条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 訪問看護を利用しようとする利用者が、事業の指定申請時に任意に選定した地域の指定訪問看護事業所を利用しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携が必要になります。</p>					
	<p>(2) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。</p> <p>① 条例第 26 条第 3 項(平成 18 厚労令 34 第 3 条の 24 第 3 項)・自己点検シート②【定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成】(3)に規定するアセスメント</p> <p>② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保</p> <p>③ 条例第 39 条第 1 項（平成 18 厚労令 34 第 3 条の 37 第 1 項）・自己点検シート⑦【地域との連携】(1)に規定する介護・医療連携推進会議への参加</p> <p>④ その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言</p>	<p>条例第 44 条第 2 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 連携に要する経費については、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携指定訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めてください。</p> <p>※ ①及びモニタリングの実施については、連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りるほか、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師又は准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は准看護師により実施することも差し支えありません。</p> <p>この場合において、当該アセスメント及びモニタリングの結果については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行わなければなりません。連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する者が行う場合の取扱いについては、基準解釈通知第 3 の 1 の 4(17)③も併せて参照してください。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業との間の契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。</p>	<p>基準解釈通知第 3-1-5(2)②</p>				
	<p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業との間の契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。</p>	<p>基準解釈通知第 3-1-5(2)③</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>回・随時対応型訪問介護看護の事業を併せて行うことは差し支えありません。この場合において、次の点に留意してください。</p> <p>① 当該事業所における指定申請は複数必要とはならないこと。</p> <p>② 人員及び設備基準については、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る当該基準を満たすことで、いずれの事業の基準も満たすこと。</p> <p>③ 利用者に対し十分に説明を行った上で、いずれの事業によるサービス提供を受けるか選択させること。</p>					
44	<p>その他運営基準</p> <p>その他運営基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の運営基準と同様です。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅲ 変更の届出等						
45	<p>変更の届出等</p> <p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）並びに設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 連携する訪問看護を行う事業所の名称、所在地</p> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出てください。</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>施行規則第131条の13第5号</p> <p>法第78条の5第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅳ 介護給付費の算定及び取扱い						
算定（届出）していない加算の項目については、「非該当」にチェックして下さい。						
46	<p>基本的事項</p> <p>(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」により算定していますか。</p> <p>(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。</p> <p>(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
47 基本報酬の算定	<p>(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護費について、登録者の要介護状態区分、以下①・②のサービス形態に応じて、1月につきそれぞれの所定単位数を算定していますか。</p> <p>① 連携型以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がサービスを行った場合</p> <p>a 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>b 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対してサービスを行った場合（訪問看護サービスを行った場合に限る。）</p> <p>② 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がサービスを行った場合</p> <p>※ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定してください。</p> <p>なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費（通院等乗降介助に係るものを除く。）、訪問看護費（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。）及び夜間対応型訪問介護費（以下「訪問介護費等」という。）は算定しないものとします。</p> <p>この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した初日における当該利用開始時以前に提供されたサービスに係る訪問介護費等及び利用終了日における当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できるものとします。</p> <p>※ ①bの厚生労働大臣が定める疾病</p> <p>多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p>					
	<p>(2) 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、利用者の要介護状態区分、(1)①・②のサービス形態に</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>応じて通所介護等を利用した日数に、1日当たり所定の単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護（以下「通所系サービス」という。）又は短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る。）（以下「短期入所系サービス」）を利用した場合の取扱いについては、次のとおりです。</p> <p>① 通所系サービス利用時 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に(2)の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とする。</p> <p>② 短期入所系サービス利用時 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。</p>					
	<p>(3) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) (1)①bについて、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合についても、所定単位数の100分の98の単位数を算定します。</p> <p>居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の98）を算定します。</p> <p>※ 「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきというものです。通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、当該サービスの提供が必要と判断された場合は算定できます。</p> <p>※ (1)①の費用は主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内にサービスを行った場合に算定できます。</p> <p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。</p> <p>なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、看護業務の一部として提供されるものであるため、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為（言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第42条第1項）に限ります。</p> <p>※ 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、(1)①は算定できません。なお、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて日割り計算を行うこととします（具体的な計算方法については、主治の医師の特別な指示があった場合の取扱いに準じることとするので、下記「6 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い」を参照してください。）。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとします。</p>					
	<p>(6) 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>用者を除く。) に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき 600 単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき 900 単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 「同一敷地内建物等」の定義</p> <p>「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1 階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>※ 当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。</p> <p>(同一敷地内建物等に該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 <p>※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>□ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。</p>					
48	<p>緊急時訪問看護加算</p> <p>「2 基本報酬の算定」の(1)①bについて、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。</p> <p>※ 介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとします。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できません。</p> <p>※ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認してください。</p> <p>※ 当該加算の届出は、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。なお、当該加算の算定は、届出が受理された日から算定してください。</p>		□	□	□	
49	<p>特別管理加算</p> <p>「2 基本報酬の算定」の(1)①bについて、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>① 特別管理加算(Ⅰ) 500 単位 (※イの状態の利用者)</p> <p>② 特別管理加算(Ⅱ) 250 単位 (※ロ,ハ,ニ,ホの状態の利用者)</p> <p>※ 加算①②は同時に算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める状態は、次のいずれかに該当する状態です。</p> <p>イ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>ホ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※ 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。</p> <p>※ 介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとします。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。</p> <p>※ 特別管理加算は、1 人の利用者に対し、1 か所の事業所に限り算定できます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又は DESIGN 分類 (日本褥瘡学会によるもの) D3、D4 若しくは D5 に該当する状態をいいます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的 (1 週間に 1 回以上) に褥瘡の状態の</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む。）について訪問看護サービス記録書に記録してください。</p> <p>※ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。</p> <p>当該状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。</p> <p>※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行ってください。</p>					
50	ターミナルケア加算	<p>「2 基本報酬の算定」の(1)①bについて、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,000単位を所定単位に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</p> <p>□ 主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。</p> <p>ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める状態</p> <p>イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p><input type="checkbox"/> 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p> <p>※ ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。</p> <p>※ ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できません。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下「ターミナルケア加算等」という。）は算定できません。</p> <p>※ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定してください。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。</p> <p>※ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければなりません。</p> <p>ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録</p> <p>イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</p> <p>ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応します。</p> <p>※ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができます。</p> <p>※ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めます。</p>					
51	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	<p>「2 基本報酬の算定」の(1)④ b について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日から 14 日間に限って、基本報酬(1)④ a に掲げる所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から 14 日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は算定しません。</p> <p>※ この場合においては日割り計算を行うこととし、日割り計算の方法については、当該月における、当該月の日数から当該医療保険の給付対象となる日数を減じた日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の日割り単価に乗じて得た単位数と、当該医療保険の給付対象となる日数を、サービスコード表の訪問看護サービス利用者以外の利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)の日割り単価に乗じて得た単位数とを合算した単位数を当該月の所定単位数とします。</p> <p>※ なお、医療機関において実施する訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。</p>				
52	初期加算	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算していますか。30 日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とします。</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
53 退院時共同指導加算	<p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態の者）とは、特別管理加算の対象となる利用者（平27厚労告94第6号準用）にあたるものです。</p> <p>この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定してください。</p> <p>なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できます。</p> <p>また、退院時共同指導はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者又はその看護にあたる者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 2回の当該加算の算定が可能である利用者（上記の厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能です。</p> <p>※ 複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。</p> <p>※ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません（上記2回の加算算定が可能である利用者に対し別事業者が1回ずつの算定を行う場合を除く）。</p> <p>※ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録してください。</p>					
54	<p>総合マネジメント体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1月につき1,000単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。</p> <p>② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものです。</p> <p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定します。</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。					
55	生活機能向上連携加算 <p>次の基準に適合しているものとして、所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位</p> <p>※ (Ⅰ)について、計画作成責任者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する計画作成責任者をいう。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算します。</p> <p>※ (Ⅱ)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算します。ただし、(Ⅰ)を算定している場合は、算定しません。</p> <p>① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について</p> <p>イ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければなりません。</p> <p>□ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下 2 において「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下①において同じ。）を行い、当該利用者の ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及び IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとし、カンファレンスはテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p> <p>ハ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければなりません。</p> <p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目標とする達成目標</p> <p>c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>二 八のb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定します。</p> <p>ホ イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定（1月目）</p> <p>訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>（2月目）</p> <p>ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>（3月目）</p> <p>ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。）。</p> <p>へ 本加算は口の評価に基づき、イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>画を見直す必要があります。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能です。</p> <p>ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行います。</p> <p>② 生活機能向上連携加算(I)について</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(I)については、①ロ、へ及びトを除き①を適用します。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものです。</p> <p>a ①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとします。</p> <p>b 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行います。なお、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載してください。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>c 本加算は、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、①イの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しません。</p> <p>d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告します。なお、再度aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能です。</p>					
56	<p>認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届けた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定めるものに対して専門的な認知症ケアを行った場合は当該基準に掲げる区分に従い1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下この※において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合にあつては1以上、当該対象者が20人以上である場合にあつては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① (1)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者を指します。</p> <p>※ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定します。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届け出なければなりません。</p> <p>※ 認知症介護に係る専門的な研修とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護にかかる適切な研修を指します。</p> <p>※ (1)③の「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施にあたっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」はテレビ電話装置等を活用して行うことができますものとし、なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護にかかる適切な研修を指します。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
57	サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。				
	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750 単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640 単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350 単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 上記のいずれかの加算を算定している場合は、その他の上記加算は算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>③ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>④ 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の60以上であること。</p> <p>イ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>① (1)①②③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>① (1)①②③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること</p> <p>イ 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>ウ 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>※ 研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。</p> <p>※ (1)の②の会議とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね 1 月に 1 回以上開催されている必要があります。また、会議はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の A D L や意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>※ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用います。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。</p> <p>※ なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とします。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）においては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合、直ちに届出を提出しなければなりません。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p>					
58	介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。				
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の137/1000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の100/1000</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の55/1000</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日老発0322第2号厚生労働省老健局長通知)</p> <p>i ~ ivについては(Ⅰ) ~ (Ⅲ) 全共通</p> <p>i 加算の算定額に相当する従業員の賃金改善を実施している。</p> <p>ii 介護職員処遇改善計画書を作成し、町に届出をしている。</p> <p>iii 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く)の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。</p> <p>iv その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p> <p>v キャリアパス要件等の届出をしている。</p> <p>(1)キャリアパス要件Ⅰ 「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用(賃金に関するものを含む。)等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(2)キャリアパス要件Ⅱ 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及び①又は②に掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>① 資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>② 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。</p> <p>(3)キャリアパス要件Ⅲ 次の①及び②の全てに適合すること。</p> <p>① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のア</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>～ウのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>ア 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>イ 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を決定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>〔加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く)の内容、改善の費用の見込み等を全職員に周知している。</p> <p><各加算の算定要件> 加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。 加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。</p>					
59	<p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た施設が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定できません。</p>					
	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の63/1000</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の42/1000 ※厚生労働大臣が定める基準</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>イ 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</p> <p>ウ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること。</p> <p>⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>					
60	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の24に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。</p> <p>⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑥ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>					
V 電磁的記録等						
61	電磁的記録等	<p>(1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの並びに第1の4の4(1)及び第5の(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下この項目において「事業者等」という。）は、条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしています。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載された事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、条例第203条第1項において電磁的記録により行うことができるとされ</p>	<p>条例203条 第1項</p>			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ているものは、(1)及び(2)に準じた方法による方法によること。</p> <p>(4) また電磁的記録により行う場合、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>					
	<p>(2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができます。</p> <p>※ 事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の同意を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしています。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする</p> <p>こと。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A」を参考にする</p> <p>こと。</p> <p>(4) その他条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、条例又は基準解釈通知等の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>					
VI その他						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
62 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年 1 回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告する。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が 100 万円を超えるサービスが対象となります。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
63 業務管理体制の整備	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 (届出先)</p> <p>① 指定事業所が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者→厚生労働大臣</p> <p>② 指定事業所が 2 以上の都道府県に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局に所在する事業者→ 主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>③ すべての指定事業所が 1 の都道府県に所在する事業者→都道府県知事</p> <p>④ すべての指定事業所が 1 の指定都市の区域に所在する事業者→指定都市の長</p> <p>⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が毛呂山町に所在する事業者→毛呂山町長</p> <p>※ 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数 20 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>イ 事業所数 20 以上 100 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>ウ 事業所数 100 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名 	法第 115 条の 32 第 1 項、第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要					
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤までの該当するものを○で囲むとともに、⑤については、その内容を記入。 ① 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② 内部通報、事故報告に対応している ③ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ 法令遵守規程を整備している ⑤ その他（ ）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・「基準解釈通知」 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
- ・「条例」 毛呂山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例14号）
- ・「高齢者虐待防止法」 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・「労働安全衛生法」 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・「労働安全衛生規則」 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）